

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素貯蔵タンク内圧調整逃し弁に設定値不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主蒸気隔離弁試験装置配管用サポートに支持具不良が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	1号機	廃棄物処理建屋操作室サンプポンプ運転（起動・停止）記録計（C）に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	2号機	廃棄物処理系廃液脱塩器樹脂入口弁に動作不良（全開・全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	タービン建屋常用冷却系冷凍機エリア局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
6	5号機	定期事業者検査のうち燃料取扱装置機能検査において、検査要領書に誤記（空気圧力の有効数字）が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
7	5号機	当直長日誌において、定期検査に伴う原子炉停止操作の原子炉の状態が「高温停止」から「低温停止」に移行した時刻に記載誤りが認められたため、当該時刻を修正	C	
8	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）の電動機点検において、シャフト軸受部外径及びシャフトの曲がりに管理値越えが認められたため、当該部を修理	D	
9	6号機	原子炉遠隔停止制御盤室空調機点検において、軸受の振動値に目標値外れが認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで